

教職員の生徒指導に係る共通ルール

所属名	沼津市立大平小学校
<p>1 児童生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS等私的ツールの使用について</p> <p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none">○児童生徒と電話番号、メール及びSNS等のアカウント等の連絡先の交換は禁止○教職員と児童生徒との間で携帯電話やメール、SNS等私的ツールの使用は禁止※児童生徒・・・自校の児童生徒及び教職員の立場に関わりのある児童生徒。なお、卒業生（18歳未満）を含む。 <p>(1) 平日における携帯電話での連絡について</p> <ul style="list-style-type: none">ア 児童生徒へ連絡を行う場合は、児童生徒の携帯電話には行わず、学校の固定電話から児童生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。連絡が取れない場合、学校指定ツールを使用する。イ 教職員個人の携帯番号は、児童生徒や保護者に伝えない。児童生徒や保護者からの連絡は、学校の固定電話や学校指定ツールに連絡するよう伝える。 <p>(2) 休日等に教職員と児童生徒との間で連絡を行う場合について</p> <p>教職員と児童生徒との間で連絡を行う必要がある場合には、Google Classroomを使用する。教職員と児童生徒の間での携帯電話・メール・SNS等の私的ツールを使用したやりとりは、いかなる場合も一切行わない。</p> <p>2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について</p> <p>(1) 児童生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等、私的ツールを使用して行わない。</p> <p>(2) 原則として校内、又は保護者在宅時の児童生徒宅で実施する。</p> <p>(3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。</p> <p>(4) できる限り複数対応を行うが、やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。</p> <p>3 教職員の自家用車への児童生徒の乗車について</p> <p>自家用車には児童を乗車させない。ただし児童生徒の安全・人命等に影響を及ぼす等緊急の場合を除く</p> <p>4 教育活動における撮影機器の使用について</p> <p>原則として、学校所有の公的端末（デジタルカメラ又は学校から教職員個人に貸与されている端末等）の撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。</p> <p>ただし、学校広報活動や教育活動等に支障が出る場合において、管理職の許可を得た場合は、個人所有の撮影機器を使用することができる。その場合は、腕章やネームプレート等で許可されたことを明示し撮影した写真や動画は直ちに学校のサーバー等に保存し、必ず撮影者以外の教職員の確認のもと、個人所有の機器からデータを削除する。撮影データをクラウドサービスに保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、静岡県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスには保存しない。</p> <p>使用機器に関わらず、児童生徒を撮影する場合は、児童生徒、保護者に対して撮影の意図を明確に示す</p> <p>5 その他</p> <p>上記1～4の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は管理職の許可を得て対応する。</p> <p><共通ルールの周知予定> 教職員、児童、保護者に対して</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年4月 教職員に対して打合せにて通知・令和8年5月 保護者に対して、一斉メール送信システムにて通知・令和8年5月 学校ホームページに掲載	